

知多市子ども医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市規則第 7 号

知多市子ども医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

知多市子ども医療費支給条例施行規則（平成 1 4 年知多市規則第 5 7 号）の一部
を別紙のとおり改正する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前
(添付書類の省略) 第 1 0 条 市長は、この規則により申請書又は届書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿、情報提供ネットワークシステム (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）<u>第 2 条第 1 5 項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。）等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。	(添付書類の省略) 第 1 0 条 市長は、この規則により申請書又は届書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿、情報提供ネットワークシステム (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）<u>第 2 条第 1 4 項</u>に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。）等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。